

## 会 議 録

全部記録 要点記録

<b>1 会議名</b>	令和6年度 第2回(第5回) 姫路市下水道事業経営懇話会
<b>2 開催日時</b>	令和6年8月29日(木曜日) 14時00分～16時10分
<b>3 開催場所</b>	市役所 防災センター5階 災害対策本部会議室
<b>4 出席者又は欠席者名</b>	(出席者) 委員7名(欠席者1名) (事務局) 上下水道事業管理者、上下水道局次長他 上下水道局職員13名
<b>5 傍聴の可否及び傍聴人数</b>	傍聴可、傍聴人0名
<b>6 議題又は案件及び結論等</b>	1 開会 2 説明・意見交換 3 閉会
<b>7 会議の全部内容又は進行記録</b>	詳細については別紙2のとおり

## 姫路市下水道事業経営懇話会 委員名簿

(順不同、敬称略)

	氏 名	所属及び役職名
学識経験者	瓦田 沙季	公立学校法人 兵庫県立大学 大学院 社会科学研究科 教授
	井上 正人	公認会計士・税理士
	尾崎 平	学校法人 関西大学 環境都市工学部 都市システム工学科 教授
下水道使用者の代表者	近藤 誠一	大阪ガス株式会社 姫路地区統括支配人
	浅田 敦之	姫路商工会議所 理事 兼 事務局長
	利根 康廣	姫路市連合自治会 副会長
	岩田 稔恵	姫路市連合婦人会 会長
	長谷川 恒子	公募市民

## 令和6年度第2回（第5回）姫路市下水道事業経営懇話会 会議録（要約）

14時00分 開会

事務局による説明

「施設の老朽化対策（ストックマネジメント計画）について」

「新たな経営戦略の素案について」

## 【質疑要旨】

座長	<p>「施設の老朽化対策（ストックマネジメント計画）について」</p> <p>計画について大きな変更はないが、Ⅱ期については、管渠更新の優先度について、より効果的な方法に変更した。また、従来のカメラ調査に加え、簡易点検を実施することで、予防保全の強化が期待できるため、合理的な変更となっている。</p> <p>他に何かご意見はないか。</p> <p>（意見なし）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
座長	<p>「新たな経営戦略の素案について」</p> <p>事務局から今後のスケジュールについて、今回の懇話会、建設委員会、パブリックコメント等の意見を反映した経営戦略の最終的な素案について、11月中旬に改めて報告の場を設けたいと説明があったが、何かご意見はあるか。</p> <p>（意見なし）</p>
座長	<p>意見がないようなので、今後の懇話会のスケジュールについては、資料3の事務局のスケジュール案通りとする。</p> <p>新経営戦略の素案の内容について、何かご意見はないか。</p>
座長	<p>資料の46ページの「下水道使用料の考え方」について文言の追加をお願いしたい。今回の使用料改定の目的は、令和7年度から11年度の5年間で、使用料64億円を確保することである。また、中間見直しにおいて、目標に対しどれだけの使用料を確保できたかを検証する必要もあるため、「下水道使用料の考え方」の中に、64億円の収入の確保について明記した方がいいように思う。</p>
事務局	<p>改定率とあわせ、金額も明記するようにします。</p>

委員	今後、経営戦略の進捗管理について、懇話会を開催し報告する予定か。
事務局	経営戦略策定後、令和7年度からは年2回の懇話会の開催を考えている。実績の報告と、翌年度の予算に係る報告により、進捗の報告をさせていただく。
委員	上下水道管路の一体的な耐震化について、令和7年度に国土交通省が予算要求することとなった等、社会情勢の変化があるため、当初の予定としては計画での予定値があるが、予算としては柔軟に対応することが必要になってくると思う。そのため、予算に対してどうアプローチするのも含めて、報告の場は定期的に設けた方がいいと思う。
座長	本懇話会は常設の懇話会となっており、予算・決算等、進捗管理を含めて年に2回程度報告の場を設けている。使用料の在り方については次に検証するのは5年後になる。
委員	管渠の延長が非常に長く、また管渠を含め施設の老朽化が進んでいることから、更新、耐震化等に必要な費用が多くなることは理解できるが、将来かかる費用を少しでも減らすため、更新や耐震化が必要な管渠及び施設の選別、施設の統廃合等、集中と選択をより進めていく必要があると思う。
事務局	<p>市民の負担を考えると、ご意見はごもっともである。現在、北部のコミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設は、全て公共下水道に接続し、不要になった施設を廃止する統廃合を進めているところである。また、中部処理場などの大規模な処理施設についても、ダウンサイジングに取り組むことで、人口に見合った適正な施設規模とし、維持管理費用の削減に努めたいと考えている。</p> <p>管渠については、コンクリート管の約660kmを中心に更新を進めていくが、法定耐用年数を経過した管渠でも、カメラ調査の結果、状態が良く更新の必要がないものは引き続き使用し、更新費用を抑える計画である。管渠の耐震化については、重要な管渠として姫路市では約90kmを指定しており、全ての管渠ではなく、重要な管渠に集中して耐震化を進めていく予定である。</p>
委員	上下水道料金があがることは理解できるが、上水、下水どちらも改定となるので、かなりの金額があがると思う。パブリックコメント等、市民に見てもらえる場はあるが、意見を出されている人はそう多くない。どういう理由で料金をあげるのか、広報等でもう少し市民に対して説明する必要があると思う。
事務局	現在、広報ひめじ12月号に併せて、市民の皆さんに上下水道の広報誌をお配りする準備を進めており、そこで姫路市の上下水道の現状について説明する予定である。また、上下水道の料金改定について議会の承認が得られた場合、広報ひめじ2月号では、見直しの理由及びその詳細について、動画配信と併せて情報発信をする

	<p>予定である。また、検針時に投函する使用水量のお知らせでも、料金改定について掲載する予定である。以上、広報誌、動画、使用水量のお知らせなど、3段階での情報発信を予定している。</p>
座長	<p>経営戦略には使用料の改定率のみ記載されているが、実際に一般的な家庭はどれぐらい料金があがるか等の記載がない。議会の承認を得られていないので具体的な金額が記載できないという事情はあると思うが、広報では、実際に料金がいくら上がるのかを記載した方がいいと思う。</p>
委員	<p>資料の12ページの主な処理場の状況について、施設の運用開始年月にバラつきがあるが、これは汚水の水質などが耐用年数に影響しているためか。例えば、中部析水苑については昭和54年に運転開始されており、他の処理場に比べ古くから稼働している。他の処理場もこれだけ長く持つのか、それとも何か特別な事情がありここまで長く持っているのかを教えてください。</p>
事務局	<p>各処理場の運用開始年月のバラつきについては、人口が密集していた区域から順に整備をしていったことによるものである。水質の影響などが全くないわけではないと思うが、どの処理場も古いものから順に老朽化が進み故障などが増えており、修理や更新など全ての処理場で適宜実施している。経営戦略でも記載している大規模な改築は、中部析水苑が初めてではあるが、東部析水苑、大的析水苑も順次大規模な改築に入る予定である。</p>
委員	<p>処理場の耐用年数は何年であったか。</p>
事務局	<p>一つの処理場で特定の耐用年数があるわけではなく、様々な耐用年数の施設や設備が集合して処理場が出来ている。例えば、土木・建築構造物の標準耐用年数は50年であり、当市ではこれを1.5倍した75年まで持たせることを目標に維持管理している。同様に、機械設備、電気設備は20～25年で更新することとなる。</p>
委員	<p>土木・建築構造物の目標耐用年数は75年であるため、もう少し持たせることができるということか。</p>
事務局	<p>土木・建築構造物については、75年持つように努力するということである。土木・建築構造物を含め、その他の設備についても、日々の点検、調査により持たないと判断すれば、目標耐用年数に到達するよりも前に更新することとなる。</p>
委員	<p>資料の45ページで、近年の物価上昇を踏まえ、将来の急激な値上げを抑制するため、5年間で25億円の資産維持費を算入するとあるが、次の46ページで定期的な見直しを進める必要があると記載している。これは、どこかの時点で値下げすることも見込んでの記載か。</p> <p>また、資料の56ページの流動比率を見ると、現金預金が急激に増えているよう</p>

	<p>に思う。通常であれば、現金預金が貯まった分、企業債の発行を抑え、支払利息を抑えていくべきかと思うが、企業債は国からの地方交付税措置があるため、可能な限り発行するとある。国からの地方交付税措置については、どのようなメリットがあり、企業債の発行を続けるのか。</p>
事務局	<p>使用料の5年ごとの見直しにおいて、値下げの可能性はあるかとのことだが、5年後、投資事業の見直しと、それを踏まえた経営状況について再度シミュレーションすることとなる。その結果、物価が下がり、当初見込んでいたよりも事業費が抑えられた場合、5年後すぐに値下げを行うのは難しいと思うが、将来的な可能性はゼロではない。</p>
座長	<p>資料の56ページを見ると、汚水処理原価は今よりも増加する見込みである。これは、人口減少に伴う使用水量の減少によるものと、耐震化率や有収率を改善する対策として、今後投資事業が増加し、減価償却費が増加することが要因であると考えられる。減価償却費については、国の政策が変わらなければ一般会計からの基準内繰入金をあてていくことが可能であると思うが、人口減少による使用料の減少は、各自治体で対応する必要がある。今回の下水道使用料改定が実現できた場合、しばらくは経費回収率が100%を超えることとなるが、使用料は今後の人口減少等に影響されるため、場合によっては、5年後は経費回収率が100%を下回る可能性もある。</p> <p>また、資産維持費相当分を利益で計上するため、流動比率が高くなるのは事実である。一方で、平成26年度の地方公営企業法改正以前、みなし償却を行っていなかった姫路市では、国庫補助金、工事負担金及び受贈財産等は資本の部に計上し、経費にも算入され、その部分の減価償却費は使用料で回収し、次回の更新にあてることができたが、改正以降は要償却の固定資産の取得に充てられた国庫補助金、工事負担金及び受贈財産等が固定資産の減価償却に合わせて収益化することとなった。そうすると収益化した部分は減価償却費と相殺され、使用料対象経費から控除されることとなるため、資産の取得にかかった経費の一部を使用料として回収できなくなる。一方で、現在の資産を取得する為に貰った国の補助金は、次の更新の際に引き続き貰えるよう国により確実に保証されていないし、工事負担金や受贈財産などの財源は一回限りのものであり、次の改築更新時にはその財源の確保が難しい。その場合、収益化した部分の改築更新の財源は各自治体が独自で確保する必要がある。今後の財源を確保できていない場合、企業債の発行を増やすこととなるが、人口減少が進み、利率も上昇することが見込まれる中、全て企業債で賄おうとすると、今後使用料を上げていかざるを得ない状況となる。それを少しでも抑えるために資産維持費を計上し、財源を内部留保し、今後の改築にあてることで、将来発行する企業債を抑えられる。そうすると全体的に支払利息を抑えることができ、将来の急激な使用料改定を抑えることができると考えられる。</p>
事務局	<p>地方交付税措置は、下水道事業に対して発行した企業債の償還金の一部が、姫路市全体の交付税の算定基礎となり、相対的に国からもらえる地方交付税の額が増え</p>

	<p>るというものである。現状、今後10年間は可能な限り企業債の発行を続けるが、国の補助金等の動向を見て、企業債の発行を抑えるなど柔軟に対応するつもりである。</p>
委員	<p>つまり、地方交付税措置は下水道事業に直接入るわけではなく、市が収入し、それを下水道事業に還元するという理解か。</p>
事務局	<p>市から下水道事業への還元というものが、一般会計からの基準内繰入金にあたるが、一般会計からは措置された交付税の額よりも多く繰入しているという現状である。</p>
委員	<p>資料の48ページの「一般会計からの繰入金の見込（使用料改定後）」のグラフで「基準外」とある部分について、これは義務ではないが、下水道事業の経営が成り立たない部分について、市の任意で下水道事業へ繰入しているものという理解か。</p>
事務局	<p>お見込みの通りである。</p>
委員	<p>資料の49ページの「投資・財政計画（使用料改定後）」の表で、毎年5億円の利益を計上している。この5億円については、資産維持費に関する部分を利益として計上し、今後の投資事業のために積み立てていくものということとは不本意ながら理解しているが、本来、利益が出た分は一般会計からの繰入を減らすことが先ではないのか。また、一般会計側はそれを認めているのか。</p>
事務局	<p>一般会計との協議はこれからではあるが、一部、資産維持費という名目で使用料改定をする以上、資産維持費に相当する分の使用料は利益として計上し、将来の投資事業にあてるため積立ですることが、市民への説明のためにも必要不可欠である。また、委員のご意見は、利益を計上する前に、市が任意で繰入をしている基準外繰入を減らすべきであるというご意見と推察するが、収益的収支の基準外繰入金は、そのほとんどが皮革汚水の処理に関する繰入である。皮革汚水は、一般汚水の使用料体系とは別の使用料体系を設定しており、また、基準外繰入金についても市の地場産業を保護する側面があるため、一般汚水の使用料改定により生じた利益とは切り分けて考える必要がある。</p>
委員	<p>将来の投資資金のことを心配するのであれば、企業債を発行すればいいのではないか。</p>
座長	<p>企業債の発行についても基準があり、いくらでも発行できるわけではない。例えば、非適債事業のような、企業債の発行ができない事業もある。他の自治体ではこの非適債事業について資金を集めるのに苦慮している団体もあるが、姫路市ではこれを一般会計から基準外繰入で手当してもらっている。地場産業の保護や様々な政策のもとに成り立っている基準外の繰入金に関しては、我々は口を出すものでは</p>

	<p>ないが、それ以外の基準外繰入金については、一般会計から引き続き繰入してもらえないかは、一般会計と協議をする必要があり、今後は変更することも見込まれる。そういう意味でも、今後の資金について準備することは必要であるとする。</p>
委員	<p>今後資金が貯まっていても、企業債の発行及び地方交付税措置に支障はないのか。国からすると、資金の潤沢な団体に企業債や交付税の措置をするとは考えにくいと思う。</p>
事務局	<p>交付税措置については、資金の状況は関係なく、企業債償還金の一部が交付税の算定基礎となるため問題はない。企業債についても、国から企業債の認可を得る際、流動資産も含めた今後の収支見込について提出しているため、各団体の財政状況を踏まえた上での措置であると理解している。</p>
委員	<p>姫路市の中で、公共下水道に接続できるのにしていないご家庭があると思う。それが全体の何%あって、本管に接続するには工事費はどれぐらいかかるか。</p>
事務局	<p>そういったご家庭は全体の中ではごく僅かである。公共下水に接続するよう指導はしているが、工事費については個人負担となるため、金銭的な面や他に事情がありどうしても難しいというご家庭もある。無利子での貸付の制度も準備しており、公衆衛生上の取り組みを進めるためにも、できる限り皆さんに公共下水道に接続するようにしてもらいたい。</p> <p>以上</p>

16時10分 質疑終了、閉会